



2021年4月6日

ATMによる即時振込の取扱時間の拡大および当座預金規定の改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、一般社団法人全国銀行資金ネットワークによる全銀システム稼働時間拡大（モアタイム）のサービスに対応することとなりました。

これにより、ATMの利用による当行本支店および他行宛（同サービス参加金融機関に限る）の即時扱いの振込について取扱時間を拡大いたしますので、お知らせします。

記

1. サービス開始日

2021年5月6日（木）

2. 即時扱い振込のサービス拡大内容

(1) 当行からのお振込

	振込先	変更前	変更後
平日	本支店	8:00~22:00	8:00~23:00
	他行	8:00~15:00	
土日祝	本支店	8:00~22:00	
	他行	予約扱い	

※ATM取扱時間は最長時間であり、各ATMコーナーによって異なりますのでご注意ください。

(2) 他行からのお振込

24時間365日（平日15:00以降、土・日・祝日を含む）、お持ちの口座に振込資金が入金となる可能性があります。

3. ご留意点

- (1) 同サービスの参加金融機関以外への振込は、予約扱いまたは翌営業日の振込となります。
- (2) 給与振込・総合振込は対象外となります。
- (3) 当座預金口座へのお振込は、平日15時以降、および土曜・日曜・祝日も「即時入金」となりますが、手形・小切手の決済資金は、平日の15時までに当座預金にご入金またはお振込ください。

4. 当座勘定規定の改定について

即時振込取扱時間拡大に伴い、当座勘定規定を以下のとおり改定いたします。
下線部が変更（追加）した箇所となります（変更部分のみ表示）。

変更前	変更後
当座勘定規定（一般用） 第12条【支払の範囲】 (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	当座勘定規定（一般用） 第12条【支払の範囲】 (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても、この取扱により生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。
当座勘定規定（専用約束手形口用） 第10条【手形の支払】 (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。	当座勘定規定（専用約束手形口用） 第10条【手形の支払】 (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても、この取扱により生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。</u> (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

以上

【本件に関するお問合せ先】
事務統括部 事務企画管理グループ
TEL099-226-1412
受付時間 平日 9:00~17:00